

7 畜産第 751 号
国住参建第 1300 号
令和 7 年 6 月 17 日

各都道府県畜産主務部長 殿
建築主務部長 殿

農林水産省畜産局企画課長
(公印省略)
国土交通省住宅局参事官 (建築企画担当)
(公印省略)

特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上支障がないことが確かめられた構造方法を用いる畜舎等について (技術的助言)

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則 (令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号。以下「主務省令」という。) 第 6 条第 1 項ただし書により、畜舎等又は畜舎等の構造部分の構造方法に関し、特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上支障がないことが確かめられた構造方法を用いる畜舎等については、主務省令第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の適用が除外されている。

今般、海外の規格に基づき安全性が証明された建築材料であって日本農林規格又は日本産業規格への適合が確認されていない建築材料、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) において基準強度等が定められていない海外材料等 (以下「海外材料等」という。) を構造耐力上主要な部分に使用する畜舎等又は畜舎等の構造部分の構造方法について、下記 1 により、安全上支障がないことが確かめられた場合は、主務省令第 6 条第 1 項ただし書に規定する特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上支障がないことが確かめられた構造方法を用いる畜舎等と取り扱うこととしたので、下記 2 に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 評定の内容

建築基準法第 77 条の 56 第 2 項に規定する指定性能評価機関として指定を受けた第三者機関又はこれと同等の審査能力を有する第三者機関 (以下「第三者機関」という。) が評定を行い、次により、海外材料等を構造耐力上主要な部分に使用する畜舎等又は畜舎等の構造部分の構造方法に関し、安全上支障がないことを確か

めることとする。

- (1) 構造耐力上主要な部分に使用する海外材料等について、海外の規格における成分、機械的特性その他性能の確認又は強度試験の実施等により、(2) の構造計算によって安全性を確認するための強度を設定すること。
- (2) (1) で設定した強度等を用いて、主務省令第8条の構造計算、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定に定めるところによる構造計算又はこれらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を行い、畜舎等又は畜舎等の構造部分の安全性を確かめること。
- (3) 主務省令第7条及び第2章第3款第3目と同等以上に安全な構造方法を用いていることを確かめること。

2 留意事項

(1) 利用基準の適用について

畜舎建築利用計画の認定の申請に係る図書及び第三者機関の評定書等により、主務省令第1条第1号に規定するA構造畜舎等と同程度（中規模の地震動（震度5強程度）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等）以上の安全性が確認できる畜舎等については、主務省令第63条の利用基準の適用については、A構造畜舎等として取り扱って差し支えない。

(2) 工学的な妥当性を示す根拠資料の提出について

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」（令和6年3月29日付け5畜産第2870号・国住指第431号・国住街第158号）の第3の2の(3)の①の都道府県知事が安全上支障がないことを判断するための「工学的な妥当性を示す根拠資料」は、第三者機関の評定書等が想定される。

なお、特例畜舎等については、「工学的な妥当性を示す根拠資料」等の特別な調査又は研究の結果説明書の提出が義務づけられているものではないが、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第14条第1項に基づき認定畜舎等の構造に関して報告を求めることができることとされており、評定結果に基づき畜舎建築利用計画の認定を受けた者に「工学的な妥当性を示す根拠資料」等の提出を求めることができるので留意ありたい。

(3) その他

評定を受けることを希望する者から相談があった場合は、第三者機関に個別に相談するよう助言されたい。